1

関税定率法施行規則の一部を改正する省令(案)参照条文目次

 \bigcirc

0 関税定率法施行規則 (昭和四十四年大蔵省令第十六号)(抄)

飼料の規格

関税定率法施行令(昭和二十九年政令第百五十五号。以下「令」という。)第六条 (飼料及びその原料品の指定) 及び第六十

一 原料品の配合割合が、別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものであること。 六条(配合飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。 粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第二号に掲げ

る配合飼料については、この限りでない。

いたもの、 原料品のうちこうりやんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、 加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。 カッサバ芋又は甘しよ生切干については、ひき砕

2